

特定健康診査等実施計画と保健事業実施計画の概要について

1 特定健康診査等実施計画と保健事業実施計画とは

(1) 特定健康診査等実施計画

特定健康診査・特定保健指導を実施する上で、「高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条」に基づき医療保険者が策定する計画です。

(2) 保健事業実施計画

通称「データヘルス計画」と言われており、医療費や健診結果などのデータに基づいて、これまでの取組を客観的に評価した上で、改善につなげていくために策定する計画です。

2 経緯と目的

(1) 特定健康診査等実施計画

平成 18 年 6 月「医療制度改革関連法」が成立し、平成 20 年 4 月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されました。

特定健康診査・特定保健指導を効率的・効果的かつ着実に実施することを目的に、保険者の規模、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮し、最低限定めておくべき事項を、明瞭・完結に整理するために計画を定めることとしています。

(2) 保健事業実施計画

「日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）」において、『すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。』とされ、健康や医療に関する情報を活用した保健事業を推進することとされました。

厚生労働省は、日本再興戦略を受け、平成 26 年 3 月に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改正し、『すべての健保組合は、健康・医療情報（健診・レセプトデータ）を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを目的に、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、実施する』としています。

3 計画の位置付け

国民健康保険法第 82 条第 5 項に基づき国が定めた「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、特定健康診査等実施計画は保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等を定めるものであることから、保健事業実施計画と一体的に策定することが望ましいとされています。

このことを受け、区は平成 30 年「葛飾区特定健康診査等実施計画（第 3 期）・保健事業実施計画（第 1 期）」を策定しました。

現在の計画が令和 5 年度で終了するため、令和 6 年度から 11 年度までの 6 年間で計画期間とする「葛飾区特定健康診査等実施計画（第 4 期）・保健事業実施計画（第 2 期）」を策定します。